

総社市道路及び普通河川等管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第36号

総社市道路及び普通河川等管理条例の一部を改正する条例

総社市道路及び普通河川等管理条例（平成17年総社市条例第202号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料等)</p> <p>第12条 市長は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、同表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用料の計算方法は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 1件の使用料が<u>100円</u>未満のものは、<u>100円</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第12条 市長は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、同表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用料の計算方法は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 1件の使用料が<u>10円</u>未満のものは、<u>10円</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第12条第2項第5号の改正は、令和2年4月1日から施行する。